慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法七五〕 株式の引受について名義を貸した者の責任 (東京高裁昭和四一年一一月二二日判決)
Sub Title	
Author	饗庭, 忠男(Aeba, Tadao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1968
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.41, No.9 (1968. 9) ,p.95- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19680915-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

七五 株式の引受について名義を貸した者の責任

(昭和三八年(木)第二七六二号十一一一頁(昭和三八年(木)第二七六二号株券引渡請求控訴事件)東京高裁昭和四一年一一月二二日判決

株式の引受について名義を貸した者は右株式の引受人となるか。

(消極)

【参照条文】 商法第二〇一条

【事実】

社役員と計り、会社資金をもつて右新株の払込に充てることを計画、 一方の発行にあたり、 当時Y会社の代表取締役訴外甲は他の会り、 新株合計一万四千株を発行した。 り、 新株合計一万四千株を発行した。 であるが、 取引銀行および得意先に対する信用を維持するため、 増被控訴人Y会社は資本金を一〇〇万円として設立された株式会社であるが、 取引銀行および得意先に対する信用を維持するため、 増被控訴人Y会社は資本金を一〇〇万円として設立された株式会社

しかしてY会社は新株発行にさきだち、昭和三二年二月一五日付 しかしてY会社は新株発行にさきだち、昭和三二年二月一五日付 こかしてY会社は新株発行にさきだち、昭和三二年二月一五日付 しかしてY会社は新株発行にさきだち、昭和三二年二月一五日付 しかしてY会社は新株発行にさきだち、昭和三二年二月一五日付 した。

○日、自己宛に譲渡による名義変更の手続をした。する権限を含むすべての権利を与えられたとして昭和三三年九月二界、Xより同人名義の株式については、将来発行される株券を受領際、Xより同人名義の株式については、将来発行される株券を受領

例研究

すこととし、あらかじめ右従業員らよりその旨の承諾を得た。部の従業員一二名の名義を借りうけて、引受および払込の手続をな

し、その実行方法を種々検討した結果、控訴人Xを含むY会社の一

五 (二三七九)

求め本訴に及んだ。 控訴人Xはこれを争い、株主たる地位に基づいて右株券の引渡を

一審に於てXは敗訴、控訴したのが本審である。

【判旨

して実質説の立場に立つて控訴人の請求をしりぞけたが、その理由人即ち名義借受人がその株主となるものと解するのが相当であるとけた場合に於ては、名義人、即ち名義貸与者ではなく実質上の引受請求棄却。判決は、他人の承諾をえてその名義を用い株式を引受

る。

として次の如く述べている

「……けだし、株式の引受および払込は一般私法上の法律行為の「……けだし、株式の引受および払込は一般私法上の法律行為の「……けだし、株式の引受および払込は一般私法上の法律行為の「……けだし、株式の引受および払込は一般私法上の法律行為の「……けだし、株式の引受および払込は一般私法上の法律行為の「しめることを明定した趣旨と考えられるからである。」

されても、右株式につき引受人、したがつて株主となりえないもののであるから、本件株式の引受および払込が同人の名義を用いてな名義を貸与したにすぎないものであつて、実質上の当事者ではないそして「認定事実のごとく、Xは株式の引受について、単にその

株金の払込をしたとしても、会社に対し、自己が株主であることを

というべきである。」と結んでいる。

【評釈】

し、団体法のいわゆる外観主義、表示主義を基調とする形式説があ事実であるが、いま一応これを概観してみると、まず、組織法ない商法二〇一条の各項をめぐつて解釈上の争いがあることは周知の

であるとする。別しうる形式かつ画一的な標準によつて権利の帰属を決すべきもの別しうる形式かつ画一的な標準によつて権利の帰属を決すべきもの処理を必要とするものであるから、原則として、外部から容易に識処理を必要とするところは、株式に関する法律関係は集団的大量的な

で株式の引受をすることを許容した者は仮令、自己の計算においては、例えば「……株式申込については外見に重きを置くから実際の申込者は本条第一項の場合には株式引受人の権利をも取得するが、第二項の場合にはこれを取得することはなくて単に責任を内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯内と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、一方に、大の大の中心が、第二項の場合には株式引受人の権利をも取得ら実際の申込者は本条第一項の場合には株式引受人の権利をも取得らました。

際上の行為者が株式引受人となるとする。他万、実質説の主張するところは、法律行為の原則論に立ち、

実

・二九等もある。

した者が行為者として権利者となり、義務者となるという一般的原名簿により画一的、団体的処理ができるのであつて、実際に行為を判例についてみると、「……株主をめぐる集団的法律関係は 株主

のが妥当であるかが問題となる。 為の原則の適用と、商法の持つ集団的画一性のいずれに比重を置く 以上学説判例についてみると、本条各項の解釈の基準は、法律行 二七・六・五も同様である。

を負つ」と規定している。……其ノ他人ト連帯シテ払込ヲナス義務・……」とし、第二項は、「……其ノ他人ト連帯シテ払込ヲナス義務・設人ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者へ株式引受人タル責任ヲ負フ。との点をまず本条の解釈に求めると、 商法二〇一条一項は、「仮

ないと解する余地もあるが、一項は、名義は異るが、実際はある人一項の「責任ヲ負フ」は一応単に責任のみを負担して株主になら

九七(一三八一)

実質説・形式説とも差はない。 はこの一項は当然のことを定めたものと言えよう。この点についてばこの一項は当然のことを定めたものと言えよう。この点について引受行為をした者が引受人となると解するのが当然である。とすれからの問題であるので責任のみに限る必要はないので、実際にそのが引受、又は譲受行為をしたのである、という事実が立証せられて

場合を律するもので、実質的に行為をなした者についての責任を求いえることは、いずれも自己以外の名義で株式の申込・引受をしたでしかに画一的処理には適しているが、本条の一項二項を通じてたしかに画一的処理には適しているが、本条の一項二項を通じてつ。実際に申込をした者は単に払込の連帯責任を負うのみで株式引二項の「……連帯シテ払込ヲナス義務ヲ負フ。」というのは文言上

めるための規定であるということである。

人の方にかえつて連帯責任を負わせるのが実質的解釈である。使用して株式を引受けた者が株式引受人であり、名義人たるその他めるのが妥当であり、二項は規定の文言には反するが、他人名義を的に実質的行為者についてその意図した通りの法律効果の発生を認めて一項二項を全く見地を異にして解釈する必要はなく、統一

項の場合も実質的行為者が株式引受人となり、名義人が連帯債務者

結局、本条については一項は当然の規定で二項の前提となり、

理的理由は本条の場合見出すことができないのではなかろうか。を全面的に排してまで形式的に画一性を維持しなければならない合

又、前掲判例(○・一○・二五)の説示するように、法律行為の原則

となるべきだとする実質説に賛したいと考える。

質説に立つ本判決は妥当なものと言えよう。 又名義でなされていても株主とはなりえないというべきであつて実はないのであるから、たとえ本件株式五○○株の引受、及び払込が株を引受けて増資を終えたが、Xは認定の如く、実質上の当事者で株を引受けて増資を終えたが、Xは認定の如く、実質上の当事者で

ものとして注目すべきであろう。
初めてであつて、実質説を採つた点、今後の解釈の方向を示唆するが、昭和四二年一一月一七日、最高裁に於て右上告は棄却された。が、昭和四二年一一月一七日、最高裁に於て右上告は棄却された。

(饗庭忠男)